

# 奈良工業高等専門学校教育支援センター規程

平成30年 3月27日制定

令和4年 2月10日改正

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に教育支援センター（以下「センター」という。）を置く。

## (目的)

第2条 センターは、教育・研究に資するため、広く学術情報等を収集・管理し、本校の教職員及び学生に対してその情報を提供するとともに情報・ネットワークインフラを通じた教育支援並びに実験・実習等での教育に係る共同利用機器の整備と運営を行うことを目的とする。

## (施設)

第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- 一 図書館（図書閲覧室含む）
- 二 ラーニングcommons
- 三 FABスペース
- 四 大視聴覚室
- 五 サーバ室
- 六 情報処理演習室1
- 七 情報処理演習室2
- 八 情報処理演習室3
- 九 機械実習工場エリア（ものづくり実験実習棟）

## (業務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 センターの業務計画及び管理運営に関すること
- 二 学術情報等の収集とその管理運用に関すること
- 三 情報・ネットワークインフラを通じた教育支援に関すること
- 四 実験・実習等での教育用共同利用機器の運用に関すること
- 五 センターの利用計画，総括及び連絡調整に関すること
- 六 その他目的達成に必要な事項に関すること

## (組織)

第5条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 センター長
- 三 副センター長（図書担当）
- 四 副センター長（情報システム担当）

- 五 副センター長（教育共同利用機器担当）
- 六 センター員
- 七 教育研究支援室技術長
- 八 学生課長
- 九 教育研究支援室に所属する技術職員のうち教育研究支援室長が指名する者
- 十 学生課に所属する事務職員のうち学生課長が指名する者  
（センター長）

第6条 センター長は、専任教員のうちから校長が指名する。

- 2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 校長が必要と認めるときは、センター長に教務主事をもって充てることを妨げない。  
（副センター長）

第7条 副センター長（図書担当）、副センター長（情報システム担当）及び副センター長（教育共同利用機器担当）は、相互に連携しセンター長を補佐するとともに、それぞれ次の各号に掲げる事項の主担当として任にあたる。

- 一 副センター長（図書担当） 図書館に関する事項
  - 二 副センター長（情報システム担当） 情報・ネットワークインフラを通じた教育支援に関する事項
  - 三 副センター長（教育共同利用機器担当） 機械実習工場エリア（ものづくり実験実習棟）及びFABスペースに関する事項
- 2 副センター長（図書担当）、副センター長（情報システム担当）及び副センター長（教育共同利用機器担当）（以下この条において「副センター長」という。）は、専任教員のうちから教務主事が指名する。
- 3 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長が副センター長を兼務することを妨げない。  
（センター員）

第8条 センター員は、教務主事補及び奈良工業高等専門学校教務委員会規程（昭和42年12月21日制定）第3条第四号に掲げる者をもって充てる。  
（運営委員会）

第9条 センターの管理運営に関する事項は、教育支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

- 2 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。  
（事務）

第10条 センターの事務は、教育研究支援室と連携した上で、学生課で行う。  
（雑則）

第11条 図書の閲覧に関する規程は、別に定める。

第12条 この規程に定めるものの他，必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校情報メディア教育センター規程（平成16年4月1日制定）は，廃止する。

附 則

この規程は，令和2年5月14日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，令和2年9月3日から施行し，令和2年9月1日から適用する。

附 則

この規程は，令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年4月1日から施行する。